

資 料 編

【雛形】

安定ヨウ素剤の緊急配布実施要領

平成 30 年 1 月

むつ市〇〇課

横浜町〇〇課

野辺地町〇〇課

六ヶ所村〇〇課

東通村〇〇課

青森県健康福祉部

目 次

1 目的	1
2 平常時の準備	1
3 緊急配布方法	1
(1) 配布時期	
(2) 配布場所までの搬送	
(3) 配布場所	
(4) 配布方法	
4 服用方法	3
(1) 対象者	
(2) 服用回数及び服用量	
5 副作用について	3
6 相談体制	4
7 想定Q & A	5

(別表)

別表 1 安定ヨウ素剤の保管場所・備蓄数量	13
別表 2 安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な物品（例）	13
別表 3 安定ヨウ素剤の緊急配布場所	14

(様式)

様式 1－1 安定ヨウ素剤（丸剤）管理台帳	15
様式 1－2 安定ヨウ素剤（ゼリー剤 16.3mg）管理台帳	16
様式 1－3 安定ヨウ素剤（ゼリー剤 32.5mg）管理台帳	17
様式 2 安定ヨウ素剤の緊急配布 動員計画	19
様式 3 安定ヨウ素剤配布責任者 研修受講記録	19
様式 4 安定ヨウ素剤簡易問診票兼受領書	20
様式 5 安定ヨウ素剤配布記録	22
様式 6 安定ヨウ素剤配布状況報告	23

(資料)

説明資料「重要 安定ヨウ素剤について」	24
---------------------	----

1 目的

本要領は、「青森県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「〇〇市（町・村）地域防災計画（原子力災害対策編）」並びに「原子力災害時における医療対応マニュアル（青森県健康福祉部）」等に基づき、原子力災害時において安定ヨウ素剤を緊急配布するために必要な事項を定め、周辺住民等の放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防・低減させることを目的とする。

2 平常時の準備

- (1) 〇〇市（町・村）は、UPZ 内の全ての住民及び一時滞在者等に配布可能な数量の安定ヨウ素剤を備蓄（別表 1）し、安定ヨウ素剤管理台帳（様式 1-1～1-3）に記録し、定期的に保管状況等を確認する。
- (2) 県は、関係市町村の緊急配布に不足が生じた場合の予備を確保する。
- (3) 〇〇市（町・村）は、原子力災害時に安定ヨウ素剤を迅速かつ的確に配布が行われるよう、安定ヨウ素剤統括配布責任者（以下「統括配布責任者」）、配布責任者及び配布担当者を予め定め、緊急配布動員計画（様式 2）を作成する。
- (4) 統括配布責任者は、配布責任者を監督できる立場の者とする。
- (5) 配布責任者は必要な研修（原子力防災に関する基礎研修及び安定ヨウ素剤の予防服用に関する研修）を修了した者とし、研修受講記録（様式 3）により受講実績を管理する。
- (6) 〇〇市（町・村）は、安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な物品（別表 2）を確保する。なお、安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）は県が購入し、市（町・村）に引き渡す。
- (7) 〇〇市（町・村）は、県から引き渡された安定ヨウ素剤について、保管責任者を置き、「青森県緊急被ばく医療用資機材管理運用要綱（健康福祉部医療薬務課）」に基づき、適切に管理する。

保管方法

- ・直射日光のあたらない、湿気の少ない場所で、常温で管理する。
- ・ゼリー剤は、アルミ包装のまま保存する。

- (8) 県は、安定ヨウ素剤の使用期限（丸剤・ゼリー剤 3 年）を管理し、適切に更新する。使用期限が切れた安定ヨウ素剤は、県が回収し適切に処分する。
- (9) 〇〇市（町・村）は、「〇〇市（町・村）避難計画」等で予め定めた緊急配布場所（別表 3）で、安定ヨウ素剤を配布できるよう準備を行い、住民に周知しておく。

3 緊急配布方法

(1) 配布時期

〇〇市（町・村）は、国、県の指示や要請又は〇〇市（町・村）の独自の判断で配布する。

(2) 配布場所までの搬送

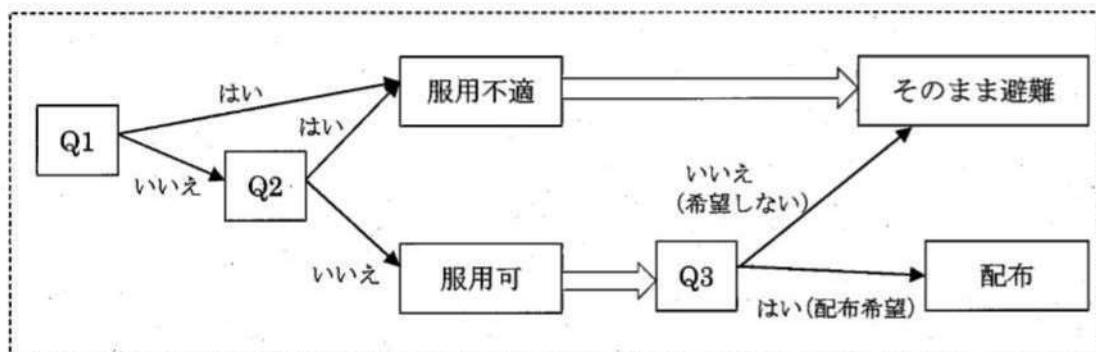
〇〇市（町・村）は、敷地施設緊急事態と判断された時点から、国、県の指示又は〇〇市（町・村）の独自の判断で、安定ヨウ素剤を保管場所から配布場所まで搬送し、配布準備を行う。

(3) 配布場所

原則として、「〇〇市（町・村）避難計画」等で予め定めた緊急配布場所等（別表 3）とする。

(4) 配布方法

- ・統括配布責任者は、予め定めた緊急配布動員計画に基づき、配布責任者及び配布担当者に対して、安定ヨウ素剤を各配布場所への搬送等配布準備を指示する。
- ・統括配布責任者は、国、県の配布指示または要請、〇〇市（町・村）本部の指示に基づき、配布責任者に対して、安定ヨウ素剤の配布開始を指示する。
- ・配布責任者は配布手順及び配布状況の確認を配布担当者に指示する。
- ・配布担当者は、配布責任者の指示に基づき、次の手順で安定ヨウ素剤等を配布する。
 - ① 住民に対し、説明資料及び簡易問診票兼受領書（様式4）を配布する。
 - ② 簡易問診票兼受領書（様式4）に必要事項を記載してもらう。
 - ③ 住民が記載した簡易問診票兼受領書の回答を最終確認者が確認し、次のとおり対応する。
 - 1) Q1 及び Q2 が「いいえ（服用可）」かつ Q3 が「はい（配布希望）」の場合
 - ・安定ヨウ素剤を配布
 - ・説明資料（安定ヨウ素剤の効能・効果、服用方法、注意事項等記載）をよく読んでから服用するよう説明する。
 - 2) Q1 または Q2 が「はい（服用不適）」の場合：そのまま避難
 - 3) Q3 が「いいえ（配布を希望しない）」場合：そのまま避難



【配布時の注意事項】

- ・配布は、新生児、乳幼児、妊娠している者から優先的に行う。
- ・避難者の被ばくを軽減するため、避難する際に乗車するバスや、屋内にある集合場所で配布する。
- ・避難者が配布のため屋外に並ぶのではなく、屋内や車内で待機できるようにする。
- ・服用指示があるまで、絶対に服用をしないよう注意喚起する。
- ・服用後に状態の観察ができるよう、家族又は近隣住民と一緒にいる際に服用する。
- ・配布は定められた量とし、原則1回分とする。

- ④ 配布担当者は、配布した人数及び数量、配布しなかった人数を配布責任者に報告する。
- ⑤ 配布責任者は、配布担当者からの報告内容を記録（様式5）し、定期的に統括配布責任者に報告する。

- ⑥ 統括配布責任者は配布状況報告（様式6）をとりまとめ、〇〇市（町・村）災害対策本部を通じ、県医療薬務課薬務指導グループへ情報提供する。

4 服用方法

（1）対象者

a.事前配布を行う地域

原則として、安定ヨウ素剤の服用の指示を受けた時点で、事前配布されたが紛失等により服用できなかった者及び事前配布されていない一時滞在者等とする。なお、①服用不適切者、②自らの意思で服用をしない者を除く。

b.事前配布を行わない地域

原則として、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、当該指示があった対象地区の全ての住民及び対象地区内に所在する一時滞在者等とする。なお、①服用不適切者、②自らの意思で服用をしない者を除く。

（2）服用回数及び服用量

- 原則として、1日1回の服用とする。（2日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。）
- 誤って、表に示した服用量以上に服用した場合、吐かせる等の処置は必要ないが、体調に異変がないか確認し、医師や相談窓口に相談する。

【服用時の注意事項】

- 1回の服用であれば、痒み、じんましん、浮腫、激しい腹痛、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー症状がなければ、処置、検査等の必要はない。
- 服用後、しばらくの間（30分程度が目安）、服用者の容体を本人あるいは家族等が観察する。
- 服用後、体調に異変が生じた際には、近隣に医療関係者がいる場合は当該医療関係者が処置を行い、医療関係者がいない場合には119番からの通報、あるいは相談窓口等に連絡する。

【年齢ごとの服用量】

対象者	ヨウ化カリウム量	丸剤	ゼリー剤
新生児	16.3mg	—	16.3mgを1包
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg	—	32.5mgを1包
3歳以上小学生	50mg	1丸	(ヨウ化カリウム量50mg相当分)
中学生以上	100mg	2丸	(ヨウ化カリウム量100mg相当分)

()：丸剤を服用できない場合

5 副作用について

- （1）〇〇市（町・村）は、安定ヨウ素剤服用後の異変をできるだけ早期に把握できるよう、服用後、しばらくの間（30分程度）、服用した者の容体を住民相互、医療関係者等が観察できるよう配慮する。

- (2) 副作用発生時は、119番からの通報を原則とするが、つながらない場合は県が設置する相談窓口に相談する。
- (3) 副作用に対する治療は、初期対応は近隣の医療機関で行い、入院治療が必要な場合は原子力災害医療協力機関（むつ総合病院、十和田市立中央病院、青森労災病院）、または原子力災害拠点病院（県立中央病院、八戸市立市民病院）で対応する。

6 相談体制

(1) 医学的な問合せ

ナビダイヤル **0570-020-100** (平日 9:00~17:00)

相談料無料 ※通話料金は必要

(2) 緊急配布に関する問合せ

○○市（町・村）○○課

0175-××-×××

7 想定Q & A

Q 1 安定ヨウ素剤とはどのようなものですか。

安定ヨウ素剤は、放射性でないヨウ素をヨウ化カリウムなどの形で内服用に製剤化したものです。現在、放射性ヨウ素からの甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品として国内で承認され、市販されている安定ヨウ素剤には丸剤、粉末剤、ゼリー剤があります。ゼリー剤は3歳未満の方、丸剤は3歳以上の方が服用するものです。

Q 2 放射性ヨウ素とはどのようなものですか。

ヨウ素には、放射線を出すヨウ素と放射線を出さないヨウ素とがあります。放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれると、それが放出する放射線の影響により数年～数十年後に甲状腺がんを発生させる可能性があります。

Q 3 安定ヨウ素剤はどのように働くのですか。

甲状腺は、安定ヨウ素も放射性ヨウ素も同じように取り込みます。安定ヨウ素剤を服用すると、その後（約24時間）、体内に入った放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制します。

Q 4 安定ヨウ素剤の替わりになるものはありませんか。

昆布やわかめなどの海藻などには、ヨウ素が含まれています。しかし、含まれているヨウ素の量が一定ではなくばらつきがあるので、安定ヨウ素剤の代替としては不適当です。

Q 5 安定ヨウ素剤の効果が及ばない範囲はありますか。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできません。また、すでに甲状腺に取り込まれた放射性ヨウ素を甲状腺から排出させたり、放射性ヨウ素により甲状腺に生じた障害を元へ戻すことはできません。

安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素以外の他の放射性物質（放射性セシウム等）による内部被ばくを予防することはできません。

Q 6 安定ヨウ素剤を効果的に利用するにはどうしたら良いですか。

放射性ヨウ素を体内に取り込みそうな時、事前に安定ヨウ素剤を服用すると最大の防護効果があります。放射性ヨウ素を体内に取り込んだ後でも、数時間以内のできるだけ早い時期に服用すれば、効果はあります。なお、放射性ヨウ素を体内に取り込んだ後24時間以上経過してから服用した場合には、甲状腺の被ばく防護効果は期待できません。また、放射性ヨウ素が環境中に存在しない場合には、安定ヨウ素剤を服用しても全く防護効果はありません。このため、国や県・市（町・村）の服用指示にしたがって服用してください。

Q 7 誰が安定ヨウ素剤を服用するのですか。

服用の必要性は国が判断しますが、服用の判断は最終的には各個人となります。Q 8に記載する服用してはいけない方を除いて、すべての方々が国や県・市（町・村）からの服用指示があった場合に服用していただくことが基本です。特に、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対して、胎児、小児は、成人よりも発がん影響への感受性が高いことが知られており、小児は優先的に安定ヨウ素剤を服用すべきです。また、ヨウ素は胎盤を通過するため、胎児を防護するためにも、妊娠している方は安定ヨウ素剤を服用することが薦められます。ただし、服用は規定量を守ってください。

以上を参考にして、服用量（Q 12）を守って服用してください。

Q 8 安定ヨウ素剤を服用できない人は誰ですか。

安定ヨウ素剤を服用してはいけない方、または、慎重に服用する必要のある方は以下のとおりです。

○服用してはいけない方

- ・ 安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方
(ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)及びルゴール液使用後並びに

ヨウ化カリウム丸服用後にじんましんや呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験した方)

- ・ヨード造影剤過敏症と言わされたことのある方

○慎重に服用する必要のある方

- ・甲状腺機能亢進症と言わされたことのある方
- ・甲状腺機能低下症と言わされたことのある方
- ・腎機能障害と言わされたことのある方
- ・先天性筋強直症と言わされたことのある方
- ・高カリウム血症と言わされたことのある方
- ・低補体血症性じんましん様血管炎と言わされたことのある方
- ・肺結核の患者と言わされたことのある方
- ・ジューリング疱疹状皮膚炎と言わされたことのある方

また、下記の薬を服用している場合には安定ヨウ素剤と相互作用を起こす可能性があります。

- ・カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン
- ・リチウム製剤
- ・抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル）
- ・ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ阻害薬、アリスキレンフマル酸塩

Q 9 服用できない人はどうするのですか。

簡易問診票により確認した結果、「服用できない人」と判断された方は、そのまま避難していただくことになります。

Q 10 安定ヨウ素剤の服用時にはどんな点に注意する必要がありますか。

- ・安定ヨウ素剤の服用は、国や県・市（町・村）から指示を出しますので、その指示に従って服用してください。
- ・定められた規定量の安定ヨウ素剤を服用してください。
- ・規定量以上に服用することは避けてください。
- ・事前配布地域の方で避難時に安定ヨウ素剤が見つからない場合には、入手に時

間をかけるのでなく、避難を優先してください。避難の際に、県・市（町・村）の職員から追加配布を受けて服用するようにしてください。

- ・安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回とし、連続服用をしなくてよいように避難等を行うことを前提としています。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合は、その判断・指示に基づいて、24時間以上あけて再度の服用を行う場合があります。
- ・妊娠している方、または、その可能性のある婦人は、原則として複数回の服用を避けてください。（胎盤関門を通過して、胎児の甲状腺腫及び甲状腺機能異常を起こすことがあります。）
- ・妊娠している方、新生児、授乳中の方が安定ヨウ素剤を服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察などが必要になりますので、医師や薬剤師、あるいは所定の相談窓口まで相談ください。

Q 1 1 安定ヨウ素剤の副作用にはどのようなものがありますか。

安定ヨウ素剤の副作用として、一般的な過敏症（発疹など）、消化器系（恶心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便（消化管出血）など）、その他（甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮疹、原因不明の発熱、首・咽喉の腫脹など）の症状が報告されています。

Q 1 2 安定ヨウ素剤はどれだけの量を服用するのですか。

生後1ヶ月未満は安定ヨウ素剤ゼリー剤(16.3mg)を1包、生後1ヶ月～3歳未満は安定ヨウ素剤ゼリー剤(32.5mg)を1包、3歳以上小学生は安定ヨウ素剤を1丸、中学生以上は安定ヨウ素剤を2丸、経口服用することになります。

Q 1 3 安定ヨウ素剤の服用によって副作用が発生した時は、どうすれば良いですか。

安定ヨウ素剤を服用し、Q 1 1に書かれているような症状が現れた場合には、速やかにお近くの医師に相談してください。その際、症状とともに、いつ、どれ

だけの量の安定ヨウ素剤を服用したかについてもご説明ください。

Q 14 安定ヨウ素剤はどのようにして手に入れますか。

原子力発電所から概ね30km圏内にお住まいの方々は、各自治体が予め設置した緊急配布場所（あるいは一時集合場所）において、配布担当者からの説明内容を理解していただき、簡易問診票の質問にお答えいただいたうえで、安定ヨウ素剤をお渡しします。

また、配布された安定ヨウ素剤は、他人へ譲渡しないでください。

Q 15 安定ヨウ素剤を誤飲した場合はどうしたらよいですか。

万一、安定ヨウ素剤を誤飲し、体調に異変が生じた場合には、医療機関を受診してください。

なお、誤飲による副作用等の健康被害を防ぐため、資料を用いて効能・効果や副作用について説明することとしています。併せて、「安定ヨウ素剤に関する医学的な相談窓口」で、電話相談できる体制を整備しています。

Q 16 安定ヨウ素剤を誤飲し、副作用が出た場合の補償はどうなりますか。

国が服用を指示し、指示通りに服用して健康被害が生じた場合、医薬品等副作用救済制度等による補償が基本となります。

万一、国や県・市（町・村）の指示なしに誤って服用し、副作用が出た場合は、正しい使い方をしていないこととなり、医薬品等副作用救済制度の対象外となり、副作用の治療にかかった経費等は補償されません。

このため、資料を用いて、効能・効果や副作用について説明することとしています。

なお、医薬品等副作用救済制度による補償については、医薬品を正しく服用し、副作用が出た場合に対象となります。

Q 17 安定ヨウ素剤を紛失し、あるいは第3者に譲渡したことにより、自分以外の者が誤って服用した場合に生じた損害はどうなりますか。

緊急配布を受けた住民の責任に帰するものと考えます。

このため、説明資料を用い、効能・効果や副作用について説明することとしています。

Q 18 後日わからないことがあった場合はどこに問合せたら良いですか。

医学的な相談窓口 ☎ 0570-020-100

手続きに関する問合せ ○○市（町・村）○○課 ☎ 0175-××-×××

Q 19 安定ヨウ素剤の丸剤は、つぶれたり碎けたりしますか。

安定ヨウ素剤は、非常に硬い丸剤であり、つぶれたり碎けたりすることはないと思われます。小児に飲ませるために、つぶしたり碎いたりすることをお考えかと思いますが、非常に苦い薬剤です。

Q 20 小児用安定ヨウ素剤（ゼリー剤）はどのようなものですか。

小児用安定ヨウ素剤（ゼリー剤）は、無色透明でイチゴ風味であり、市販のレトルト離乳食と同程度の柔らかさです。

Q 21 ゼリー剤はどのように保管すれば良いですか。

直射日光避け、湿気の少ない場所で、室温で保管してください。また、外装（アルミ包装）は、使用するときまで開けないでください。

Q 22 ゼリー剤は、どのように服用したら良いですか。

少量のお湯やミルクに溶かして服用しても問題ありませんが、決められた服用量を確実に摂取するためには、そのまま服用することをお薦めします。

Q 2 3 子供がアレルギーかどうか分からぬ場合は、服用をさけたらよいですか。

1回の服用では、アレルギー等重大な副作用は起こりにくいとされています。この薬剤は、原子力災害時に国等の指示に従って服用するものですので、服用しなかった場合の内部被ばく等のリスクの方が高いと考えられます。

Q 2 4 子供が3歳を超えたが、丸剤を飲めないため、ゼリー剤の配布を受けられませんか。

安定ヨウ素剤の服用量は、年齢ごとに決まっていますので、3歳以上は原則として丸剤を配布することになります。丸剤の服用が困難な場合には、服薬補助ゼリーやトロミ調整剤等の服薬補助剤を利用して服用が容易になる場合があります。

(※各市町村のゼリー剤保管状況や3歳～未就学児数を考慮し、「3歳～未就学児で丸剤を飲めない場合に限り、ゼリー剤を配布する」等、各市町村の運用の中で取り決めている場合は、ゼリー剤の利用について追記する。)

Q 2 5 安定ヨウ素剤の服用による副作用は、どの程度の可能性で生じるか。

福島第1原発事故の際、約2,000人の緊急作業員が服用しましたが、発疹などの過敏症の報告はなく、また14日以上の長期にわたり連用した作業員229人のうち、3人に一時的な甲状腺機能低下症が見られ、4人に潜在性甲状腺機能低下症がみされました。

Q 2 6 副作用が怖いので、緊急配布は希望しません。

安定ヨウ素剤の緊急配布は、原子力災害の際の防護措置の一つとして行うものです。副作用など健康被害が心配されてのことと存じますが、1回の服用で強い副作用の影響が出る可能性は低いとされています。一方、安定ヨウ素剤を服用しない場合には、避難の際被ばくし、甲状腺がんのリスクを負うこともあります。

また、服用の必要性は国が判断しますが、服用時にしばらくの間、服用した方

の様子を住民相互に観察していただき、副作用発生時には通常の 119 番以外にも相談窓口を置くこととしています。

安定ヨウ素剤の緊急配布は、強制ではありませんので、自らのご判断で受領されない方への配布は行いませんが、副作用のリスクと被ばくによるリスクの両面を十分ご検討の上、緊急配布の希望をご判断ください。

Q 27 福島第1原発事故の際には安定ヨウ素剤は配布、服用されたのですか。

事故の早い進展により国の服用指示が遅れ、事故から 4 日後に原発の 20 km 圏内の 6 つの町の住民への避難時の配布と服用の指示が出ましたが、すでに避難が完了しており、指示に基づき服用した住民はいなかつたと報告されています。

その後、避難区域の拡大に伴い合わせて 23 市町村に配備がなされました。自治体が配布手続きに手間取り、実際に住民に配布されたのは 6 つの市町村であり、配布された人数等詳細な記録は残っておりません。

このように、福島の事故では緊急時の安定ヨウ素剤の配布体制の課題が顕在化しました。その教訓を踏まえ、有事の際には早期の避難が必要となる 5 km 圏内の住民に、事前配布をする体制づくりが進められました。

別表1 【安定ヨウ素剤の保管場所・備蓄数量】

(H29.10現在)

市町村名	保管場所	丸剤(丸)	ゼリー剤** (包)		備考
			16.3mg	32.5mg	
東通村	東通村防災センター	23,000	130	450	UPZ内対象人口+予備 (一時滞在者)
六ヶ所村	六ヶ所村役場	20,000	160	520	
むつ市	むつ市役所	188,000	1,100	4,200	
野辺地町	野辺地町役場	500	20	20	
横浜町	横浜町役場	20,500	50	210	
県	東地方保健所	44,000*	(平成30年度整備)		
	弘前保健所	1,000	-		予備
	三戸地方保健所	44,000*	(平成30年度整備)		
	上十三保健所	44,000*	(平成30年度整備)		
	五所川原保健所	1,000	-		予備
	むつ保健所	44,000*	(平成30年度整備)		

*:避難退域時検査場所での配布分を含む。

**:ゼリー剤は平成28~29年度の備蓄数量で、国の需給調整を踏まえ計画的に整備する。

別表2 安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な物品（例）

チェック欄	物品名	必要数	用途
	簡易問診票兼受領書（様式4）		住民・一時滞在者用
	住民に対する説明資料（資料1）		住民・一時滞在者用
	避難者カード、避難車両認識票		住民・一時滞在者用
	ボールペン（赤・黒）、鉛筆		簡易問診票記入・チェック用
	消しゴム		簡易問診票記入・チェック用
	蛍光ペン		簡易問診票記入・チェック用
	マジック（赤・黒）		随時の掲示用
	コピー用紙		メモ、掲示、記録等
	安定ヨウ素剤（丸剤）		予防投与用（3歳以上）
	安定ヨウ素剤（ゼリー剤 16.3mg）		予防投与用（生後1ヶ月未満）
	安定ヨウ素剤（ゼリー剤 32.5mg）		予防投与用（生後1ヶ月～3歳未満）
	紙コップ		安定ヨウ素剤内服用
	水		安定ヨウ素剤内服用
	N95マスク、サージカルマスク		配布担当者用
	ディスポ手袋		配布担当者用
	サージカルガウン		配布担当者用
	机		
	椅子		
	ゴミ袋		廃棄物用

別表3 安定ヨウ素剤の緊急配布場所（例）

地区名	緊急配布場所	住所

樣式1-1

管理台帳 安定ヨウ素剤(丸剤)

樣式1-2

安定ヨウ素剤(ゼリー剤 16.3mg) 管理台帳

樣式1-3

安定ヨウ素剤(ゼビリ)ー剤 32.5mg 管理台帳

記載例

安定ヨウ素剤(丸剤) 管理台帳

様式2 安定ヨウ素剤の緊急配布 動員計画（例）

統括配布責任者

地区名	配布責任者	配布担当者			

様式3 安定ヨウ素剤配布責任者 研修受講記録（例）

配布責任者	基礎研修*		安定ヨウ素剤の研修**		備考
	受講年度	研修名	受講年度	研修名	

基礎研修*

青森県原子力災害医療実践対応指導者育成研修（H27,28）、青森県「原子力災害医療に関する研修（基礎研修）」（H29～）、原子力防災研修（原子力災害対応関係職員対象）等
安定ヨウ素剤の研修**:

青森県原子力災害医療実践対応指導者育成研修（H27,28）、青森県「原子力災害医療に関する研修（安定ヨウ素剤実践研修）」（H29～）

住所：		
氏名：		
年齢：□生後1ヶ月未満	□生後1ヶ月以上3歳未満	
：□3歳以上小学生		□中学生以上

安定ヨウ素剤
簡易問診票兼受領書

1. 別紙「重要 安定ヨウ素剤について」をお読み下さい。
2. 以下の質問の「はい」、「いいえ」のいずれかに○をして下さい。

Q1 あなたは、今までにポピドンヨード液（うがい薬など）あるいは安定ヨウ素剤を使って、じんましん、呼吸困難、血圧低下などを経験したことがありますか？

はい

いいえ

Q2 あなたは、今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言わされたことがありますか？

はい

いいえ

上記のいずれか、又はいずれもの項目に「はい」の方は、安定ヨウ素剤を服用することができませんので、そのまま避難して下さい。いずれもの項目に「いいえ」の方は、以下の質問にお答え下さい。

Q3 あなたは、安定ヨウ素剤の服用を希望されますか。

はい

いいえ

「はい」の方は、安定ヨウ素剤を受け取り、服用指示があった場合は服用して避難して下さい。

「いいえ」の方は、安定ヨウ素剤を配布いたしませんので、そのまま避難して下さい。

※ 記入は不要です。

配 布 状 況	ゼリー：□ 新生児用(生後1ヶ月未満) □ 乳幼児用(生後1ヶ月以上3歳未満) 丸 剤：□ 1丸(3歳以上小学生) □ 2丸(中学生以上)
最 終 確 認 者	□医師 □薬剤師 □保健師 □安定ヨウ素剤配布責任者 □その他（ ）

記載例

○○市（町・村）

住所：○○市○○町○丁目○番地○号

氏名：青森 太郎

年齢：□生後1ヶ月未満 □生後1ヶ月以上3歳未満

:□3歳以上小学生 中学生以上

安定ヨウ素剤

簡易問診票兼受領書

1. 別紙「重要 安定ヨウ素剤について」をお読み下さい。

2. 以下の質問の「はい」、「いいえ」のいずれかに○をして下さい。

Q1 あなたは、今までにポピドンヨード液（うがい薬など）あるいは安定ヨウ素剤を使って、じんましん、呼吸困難、血圧低下などを経験したことがありますか？

はい

いいえ

Q2 あなたは、今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがありますか。

はい

いいえ

上記のいずれか、又はいずれもの項目に「はい」の方は、安定ヨウ素剤を服用することができないので、そのまま避難して下さい。いずれもの項目に「いいえ」の方は、以下の質問にお答え下さい。

Q3 あなたは、安定ヨウ素剤の服用を希望されますか。

はい

いいえ

「はい」の方は、安定ヨウ素剤を受け取り、服用指示があった場合は、服用して避難して下さい。

「いいえ」の方は、安定ヨウ素剤を配布いたしませんので、そのまま避難して下さい。

※ 記入は不要です。

配 布 状 況	ゼリー： <input type="checkbox"/> 新生児用(生後1ヶ月未満) <input type="checkbox"/> 乳幼児用(生後1ヶ月以上3歳未満) 丸 剂： <input type="checkbox"/> 1丸(3歳以上小学生) <input type="checkbox"/> 2丸(中学生以上)
最 終 確 認 者	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 安定ヨウ素剤配布責任者 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式5（配布責任者 → ○○市(町・村) 安定ヨウ素剤統括配布責任者）

配布記録

希場所名配

様式6 (○○市(町・村) → 県医療薬務課)

安定ヨウ素剤配布状況報告

重要 安定ヨウ素剤について

説明資料

安定ヨウ素剤の働きと効果

放射性ヨウ素を吸入する24時間前から吸入後8時間以内に安定ヨウ素剤を服用することで、体内に入ってきた放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積する量を減らすことが可能



放射性ヨウ素が体内に取り込まれると、甲状腺に蓄積し、甲状腺がん発症の可能性が出てきます。



あらかじめ安定ヨウ素剤で甲状腺を満たし、放射性ヨウ素の蓄積を減らすことができます。

安定ヨウ素剤の服用方法

[服用目的]

放射性ヨウ素の内部被ばくの予防・低減

(放射性ヨウ素による健康影響(甲状腺がん等)の予防)

[服用時期]

効果のある時期について、国もしくは県・市・町・村からの指示がありますので、その指示に従い服用ください。
それ以外は、絶対に服用しないでください。

[服用量]

生後1ヶ月未満	16.3mgゼリー剤1包
生後1ヶ月～3歳未満	32.5mgゼリー剤1包
3歳～小学生	丸薬1丸
中学生以上	丸薬2丸

服用回数は、原則1回です。



ゼリー剤 写真提供：日医工



丸剤 写真提供：日医工

服用できない人

- ・安定ヨウ素剤の成分、またはヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方
- ・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある方

慎重に服用する必要がある人

次の既往歴のある方

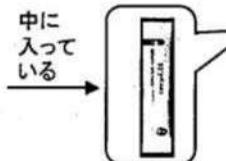
甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性尋麻疹様血管炎、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎 等

※妊娠している方、授乳中の方は、原則として安定ヨウ素剤の服用対象です。授乳中の方には、安定ヨウ素剤服用中及び服用後一定期間（概ね3日間）は授乳を避けていただく必要があります。

副作用について

服用後30分を目安に、ご家族などに様子を観察してもらうなど体調の異変にご注意ください。まれに、発疹等副作用があらわれる場合があります。このような場合は、医師や薬剤師または相談窓口等にご相談ください。

ゼリー剤の服用方法



- ・ゼリーが飛び出さないよう注意してください。
- ・ゼリー剤を飲むことができない場合は、少量のお湯またはミルクに溶かし、速やかに飲ませてください。（2時間以上保存しないこと。）

保管方法

- ・直射日光のあたらない、湿気の少ない場所で、室温保存。
- ・ゼリー剤は、使用する時まで外装（アルミ包装）を開けないでください。
- ・絶対他人に渡さないでください。

医学的な相談窓口 ナビダイヤル 0570-020-100
緊急配布に関するお問合せ ○○市(町・村)□□課 ☎